



全日本ろうあ連盟としての 今後の運動

石野 富志三郎 (一般財団法人 全日本ろうあ連盟理事長)

政府は2013年4月26日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」(障害者差別解消法案)の国会への法案上程を閣議決定し、6月19日の参議院本会議で原案どおり可決・成立。6月26日に公布されました。同案では、同法の施行は2016年4月1日とされています。

全日本ろうあ連盟(以下「連盟」)は、参議院で成立直後に発表された日本障害者フォーラム(JDF)声明の提唱に賛同し

ています。

障害者政策委員会に設置された差別禁止部会は、障害者差別禁止法(仮称)の法制化に向け、2012年9月14日に「法制の制定について部会の意見」を提出するとともに、内閣府においてパブリックコメントが募集されました。連盟はパブリックコメントとして2012年11月5日、理事長名で下記の5項目の意見を内閣府へ提出しています。(内閣府のホームページに2013年3月

本日6月19日(水)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(差別解消法)が参議院本会議で可決成立した。

私たち日本の障害者団体はこの20年以上、差別禁止法制の確立を求めてきた。日本障害者フォーラム(JDF)も発足当初からその実現に向けて力を傾け、特に障害者権利条約の採択以降は、批准に欠かせない要件の一つとして取り組みを進めてきた。非常に感慨深い。

多くの障害当事者、関係者、市民そして国会議員の皆様から感謝を申し上げたい。

日本の障害者はこれまで多くの場面で、分け隔てられてきた。住まい、就労、教育、社会参加をはじめとする様々な分野においてである。悲しい経験をしなかった障害者は恐らくいない。そうした悲しい経験を少しでも減らすために、この法律に期待してきた。

この差別解消法は一方で多くの課題を残している。差別の定義がなされなかったことや、合理的配慮の提供について、国や地方自治体は法的義務としているが、民間については努力義務とされていることなど。また、紛争解決の仕組みについても、新たな組織を設けず、既存のもの活用をうたうにとどまっている。

しかし、これらは、3年後の法の施行、そしてその3年後の見直しに向け、基本方針やガイドライン作成への当事者としての意見提起などを含む、私たちの運動によって必ず解決できるものと固く信じる。

法の成立の今日が私たちの運動の再スタートの日である。

そして、障害者権利条約への批准を果たしていくことによって、私たちJDFは、世界の仲間と共に、権利の実現とインクルーシブ社会の構築に向けて、手を取り合いながら、前に進んでいく決意をここに新たにす。

2013年6月19日
日本障害者フォーラム代表 嵐谷 安雄

14日付で公表されています)

- ①横断的に存在する「情報・アクセス」の明記
- ②合理的配慮の実行を担保する財源の明記
- ③法的救済と損害賠償請求権
- ④紛争解決にあたる組織の在り方
- ⑤合理的配慮の不提供についての制約

障害者差別解消法の成立は我が国の障害者施策において、大きな一歩となることは評価されるべき点ですが、先の差別禁止部会がまとめた意見と同法には3つの大きな違いがあります。

- ①差別の定義がない
- ②合理的配慮の提供義務が行政等機関に限られ、民間事業者は努力義務と規定されている
- ③紛争解決の手段は相談が主であり、調停等が想定されていない、等です。

政府は、同法について、「今後策定するガイドラインを通して何が差別にあたるのかを明らかにしたい」「紛争解決については既存の組織を活用するが、体制整備の充実を図りたい」「民間は努力義務としているが、問題があれば主務大臣がさまざまな措置を講じることができ、単なる努力義務とは性質が違う」と述べています。

しかし「三権分立」という理由から、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供義務」について、立法府(国会)司法府(裁判所)は、この法律の対象外となっている点は、大いに疑問視すべきであり、厳しく指摘しなければならない点です。

同法第7条、第8条では「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮」が定められています。聴覚障害者の暮らしに

支障をもたらす情報バリアに対して、本人の状況に適したコミュニケーション手段で対応することも合理的配慮に含まれます。しかし、この法律ではコミュニケーションの手段の保障についての具体的な記載はありません。同法の成立過程に出されている政府資料を見ても、「法案の基本的位置づけ」の注釈に「コミュニケーション手段の尊重等を含む」と書かれているのみです。

これまでも、聴覚障害者が一人で行政職員試験受験を申請した際、「手話通訳及び筆談による対応はしない」との理由で手話通訳等の準備もされず、受験の断念を余儀なくされたという事例がありますが、このような事例を無くしていかなければなりません。

差別事例を放置したり、看過したりせず、その解消を求めようとすることは大切なことです。同法の成立を機に、何が直接差別もしくは間接差別に当たるのかを国民に広く知ってもらうことで、民間事業者の意識も高まるのではないかと期待しています。

障害者差別禁止法施行に向けたスケジュール(p53参照)によりますと、2014年1月からパブリックコメントを経て基本方針案(同法第6条)を閣議決定、対応要領・対応指針の作成・公表などされると同時に、政策委員会において意見聴取を行うと聞いています。

また、救済機関として全国都道府県や市町村において「障害者差別禁止解消支援地域協議会」を組織することができるとされていますが、協議会の構成員は障害種目を考慮しなければなりません。単に「障害者の代表を構成員に含める」のではなく、情

報アクセスに詳しい聴覚障害者を必ず構成員に含められるかは、今後の運動にかかっています。

2013年4月1日から施行された障害者総合支援法では、私たち聴覚障害者に大きく関わる「コミュニケーション支援」は「意思疎通支援」へと改められました。

2006年から実施された障害者自立支援法では、コミュニケーション支援事業は市町村の必須事業となりましたが、実際の実施率は伸び悩んでいる状態が続いています。

地域生活支援事業における市町村のコミュニケーション支援事業全体の実施率は、いまだ76.0%にとどまっています。また、手話通訳者派遣事業は75.5%、手話通訳者設置事業は29.9%、要約筆記者派遣事業は51.5%という実施状況です。(2013年4月現在)

本来であれば、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業の3つはセットとなって必須事業と位置づけられていますが、その実施率にはかなりのバラツキがあります。また、手話奉仕員・手話通訳者、要約筆記者の養成事業の実施率はまだ公表されていませんが、おそらく40%に達していないのではないかとみえています。

総合支援法では、附帯決議において、3年後をめぐりに意思疎通支援事業について検討していくこととなっています。検討の際には、障害者基本法の第三条の三に、「言語（手話を含む）を含む意思疎通の方法を選択する機会を確保」とあることを踏まえ、聴覚障害者の生活にかかわる情報アクセ

ス・コミュニケーションのバリアを解消し、権利として保障していく視点が必要です。

意思疎通支援に加え、情報提供や情報理解のための支援、地域や職場等への参加支援等が一体となったコミュニケーション支援を、聴覚障害者の社会参加のための基盤的な事業として、国や社会が責任を持って整備していくことこそ、これからの障害者基本計画で明確にされなければならない理念であり、この理念に沿った施策の実施をめざしていかなければなりません。具体的な検討課題をいくつか例示します。

- ・コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害者すべてに対応していくため、聴覚障害の定義・範囲を見直していくこと。
- ・コミュニケーション支援を全国一律の仕組みとして地域格差を解消すること。
- ・手話通訳者の設置について、業務や役割を整理し、聴覚障害者の総合的なサポートの役割を担う者として設置を拡大していく仕組みを作ること。
- ・休日や夜間の利用体制、司法や裁判、医療、高等教育等の専門性が高い分野でのコミュニケーション支援体制を確立すること。
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の身分保障を確立すること。

また、最近の取り組みとしては、鳥取県や石狩市で年度内成立をめざす「手話言語条例」、2013年11月22日～24日に行われる情報アクセシビリティフォーラム、手話言語法普及運動本部の立ち上げとシンポジウムの開催など、これからも世論を巻き込んだ運動をすすめていきたいと思っています。